

次期長野市教育振興基本計画策定の趣旨

■ 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項に基づく、長野市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定する。また、第三次計画に引き続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づく「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付ける。あわせて、次期長野市総合計画と整合した教育分野の計画とする。

※教育基本法

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

■ 計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

■ 長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに

広い視野から 思いやりの心を育み

自律心や豊かな情操 創造力を養い

自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き

明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

これは、昭和62年5月に制定、平成23年12月に一部改訂された「長野市教育大綱」であり、学校教育を中心に、本市教育の根底に流れる基本理念として引き継がれてきた。

平成26年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまでの「長野市教育大綱」を、「教育振興基本計画」の基本理念として位置付け、その計画を「長野市教育大綱」とした。

「長野市教育の基本理念」は、「長野市教育大綱」として制定された当初から色あせることなく、現代の大きな変化の中にあっても対応できる本市教育の柱であり、根底に流れる普遍的な価値を持つ施策の基本指針として長きにわたり受け継いできているものである。

■ 計画策定に向けた主な視点

普遍的な「長野市教育の基本理念」を踏まえつつ、新たな視点を取り入れ、今日求められる計画を策定するため、次の社会的背景や課題について反映する。

1 教育を取り巻く社会的背景

多様性ある個性の尊重、特別支援教育・合理的配慮の重要性の高まり:

多様な子どもたちの資質・能力を育成するための、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、個々の子どもたちの能力や興味等に合わせた学習への対応が必要とされている。

障害等による特別な教育的支援や日本語教育が必要な外国籍等児童生徒、相対的貧困やいじめ、家庭環境などの様々な問題を抱える児童生徒などへの多様なニーズの早期発見、関係機関相互の連携により、年齢段階等によって途切れることのない継続的な対応が求められている。

子どもをめぐる課題の複雑化:不登校の増加、いじめ、安心できる居場所づくり:

社会の急速な変化に伴い、子ども自身が抱える課題は複雑化・多様化してきている。特に不登校の増加やいじめの深刻化の背景には、人間関係の悩み、学習面・行動面に対する困難さ、家庭の状況など、複数の要因が絡み合い、簡単に解決できないケースが増えている。こうした状況に対し、子どもが抱える不安感や孤立感に寄り添い、自分らしくいられる「安心できる居場所づくり」は、学習面だけでなく、心理的な安定や社会性の育成にも大きな役割を果たす。多様な大人や仲間とつながることができる居場所づくりを通して、子どもたちが自己肯定感を高め、社会的に自立していけるような支援が求められている。

AI・DXの進展・深化:情報技術を適切に取り扱う資質・能力の重視:

AIの普及により、日常生活や学びにデジタルが深く浸透し生活の在り方が大きく変わってきている。様々なことが便利になる一方で、生成AIやSNSの進化・普及により誰もが容易に情報を加工・発信できるようになった半面、フェイクニュースや偏った情報に触れるリスクや誤った情報発信に起因するトラブルのリスクが飛躍的に高まっている。

このような社会の中で、情報を適切に扱う資質・能力の育成が一層重要になっている。

「こども基本法」「長野市子どもの権利条例」の施行:

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、子どもを「権利の主体」と位置づけ、子どもの権利保障や意見表明、子どもの最善の利益の優先を定めた法律で、教育を含むすべての分野で、こどもの健全な成長を支援するための法的枠組みを強化するものである。

また、令和7年10月に施行された「長野市子どもの権利条例」においても、子どもの権利を保障するため、市の責務や学校等の役割を定めており、これを基に教育施策を推進していくことが求められている。

2 課題

いじめの未然防止・対応:

SNS等の進化・普及に伴い、いじめ事案も多様化・複雑化している中で、重大化を防ぐために、いじめを許さない学級や学校づくり、保護者や地域をはじめ、外部関係機関や団体との連携をさらに推進していく必要がある。

不登校児童・生徒への支援：

不登校児童・生徒が年々増加する中、子どもが不登校に至る背景が複雑化するとともに、不登校の長期化や低年齢化も見られる。不登校児童生徒の支援には、個々の状況を丁寧に把握したうえで、学校、家庭、福祉や医療など様々な関係機関が連携し、子どもが安心して自分らしく過ごせる環境づくりを進めていくことが必要とされている。

子どもの貧困対策：

経済的な困難さや生活環境の不安定さが、子どもの学習意欲や学校生活への参加、情緒面の安定に大きな影響を与えている。スクールソーシャルワーカーを中心に、学校、家庭、福祉、医療等の関係機関が連携し、子どもが安心して生活し、自分らしさを発揮できる環境づくりを進めていくことが必要である。

特別な支援を要する児童生徒への対応：

発達障害への理解が広がり、診断を受ける児童生徒が増える中、学校では支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、インクルーシブ教育の推進に伴い、通常の学級における合理的配慮が求められる。学校全体で支援の理念を共有し、継続性のある支援体制を構築し、すべての子どもが安心して学び、自らの力を発揮できる教育環境を整えることが必要である。

子ども中心の教育の質の向上：

予測困難な社会の中で、現行の学習指導要領においても、「主体的・対話的で深い学び」の実現を通して資質・能力を育成することが重視されており、子どもが問いを持ち、情報を収集・整理し、考えを表現する探究的な学びの充実が求められている。

児童生徒が主体的に学び続けながら自己の成長を実感し、よりよく生きていく力を育ていくために、「自学自習の資質・能力」を各学校において一層意図的・継続的に育成していくことが課題となっている。

デジタル学習基盤を前提とした学びの設計：

GIGA スクール構想により、高速ネットワークや一人一台端末等が整備され、各校での一人一台端末の活用は年々高まってきている。知識の伝達を主とした学習から、ICT を活用した子どもたちが主体的に学びを調整する学習への転換を進めるとともに、児童生徒の情報活用能力の抜本的な向上を目指していく必要がある。

また、ICT の活用には教員間で差が見られ、児童生徒の情報活用能力育成の標準化が課題になっている。

教職員の力量の向上（教員の役割の変化）：

時代の変化に伴って教員の役割も変化してきている。教職員の主体的な学びを支える体制を整備し、教職員が学び続けられるよう支援が必要である。

学校・教職員の負担軽減、働きがいの向上：

教師が「学びの専門職」として、心身の健康を保ちながら生き生きとやりがいを感じて、豊かな教職生活を送るためには、教職員の業務負担の軽減とともに、働きがいの向上が必要である。

生涯学習・学びの多様化：

学びに対するニーズや方法は多様化している。個人のニーズに応えることと、学びが地域に

還元され循環を生み出すことの両面から生涯学習・社会教育を推進する。個人や仲間での学びが、豊かな生活や生きる力となり、地域コミュニティの基盤強化につながる施策を展開する必要がある。

家庭・地域の教育力の向上：

家庭教育の重要性の啓発や情報の普及等、また、家庭や学校以外の場所で、多様な大人や異年齢の子ども同士が触れ合いながら成長できる機会の支援等に取り組んでいく必要がある。

家庭や地域の教育力向上については、社会状況の変化に伴う時代に合った考え方にに基づき、支援や情報提供をしていくことが必要である

3 教育振興基本計画の管理と評価

教育振興基本計画は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、毎年度、事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図る。

また、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することで市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

4 第三次教育振興基本計画からの変更点

令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」及び令和 7 年 10 月の「長野市子どもの権利条例」施行により、子どもの意見等を聴く機会の確保、その意見等の反映について定められていることから、アンケート及びワークショップにより子どもの意見聴取を実施し、その意見等を踏まえた計画とする。

令和 8 年 2 月に長野市の若者に関する計画が策定されたことにより、長野市こども計画に位置付ける 3 つの計画（長野市の若者に関する計画、長野市子どもの貧困対策計画、第三期長野市子ども・子育て支援事業計画）が整い、これらに基づき、こども政策に係る施策が実施されることとなった。これに伴い、本計画における子育て・子育て支援に係る教育施策については長野市子ども計画と連携していくものとし、本計画では、教育に主眼を置き、学校教育分野と生涯学習分野の 2 つに大別した体系とする。

子どもをめぐる課題が複雑化する中、多くの関係機関がさらに力を合わせ、連携・協働しながら、長野市教育の基本理念である「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」を目指す。

文化芸術・スポーツ及び文化財保存関係について

「観光文化部」及び「スポーツ部」として市長部局に移管され、既にそれぞれの個別計画に基づき施策を推進しており、第三次教育振興基本計画でも文化芸術及びスポーツ関係施策については、個別計画に沿うものとし、教育分野と連携する施策のみ掲載してきた。

教育振興基本計画及び「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」は地域の実情に応じて策定できることから、文化財関係施策については個別計画に委ねることとする。教育分野と連携する施策は、項目立てをせず、各担当施策の中に含めて記述する。